

地域医療確保に関する国と地方の協議の場の開催について

1. 趣旨

2025年の地域医療構想の実現に向け、医師偏在対策、医療従事者の働き方改革も含め三位一体で推進し、総合的な医療提供体制改革を実施する必要がある。そのためには、国と地方が共通の認識をもって取組を進めることが重要であることから、地域医療確保に関する事項について協議を行うため、「地域医療確保に関する国と地方の協議の場」（以下「協議の場」という。）を開催する。

2. 構成

協議の場は、別紙に掲げる者をもって構成する。

3. 協議事項

協議の場における協議事項は、以下のとおりとする。

- (1) 地域医療構想
- (2) 医師の地域偏在対策
- (3) 医師の働き方改革

4. その他

- (1) 協議の場の庶務は、厚生労働省の協力を得て、総務省において処理する。
- (2) 前各項に定めるもののほか、協議の場の運営に関する事項その他必要な事項は、協議の場で決定する。

(別紙)

平井 伸治 鳥取県知事 (全国知事会 社会保障常任委員長)

立谷 秀清 福島県相馬市長 (全国市長会会長)

椎木 巧 山口県^{す お う お お し ま ち ょ う}周防大島町長 (全国町村会副会長)

橋本 岳 厚生労働副大臣

吉田 学 厚生労働省医政局長

長谷川 岳 総務副大臣

内藤 尚志 総務省自治財政局長